

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、 <u>安全文化を基礎とし</u> 、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第2条 <p>当社は、<u>7項目の回答等*</u>で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「<u>福島第一原子力発電所の基本姿勢</u>」（以下「<u>基本姿勢</u>」という。）を定める。</p> <p><u>福島第一原子力</u>発電所における保安活動は、<u>基本姿勢に則り</u>、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた</u>、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p><u>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p>【福島第一原子力発電所の基本姿勢】</p> <p>社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、福島第一原子力発電所が既に放射線による被ばくや放射性物質の拡散によるリスクが顕在化した状態であることを踏まえ、これらのリスクの低減に先手を打っていくためにリーダーシップを發揮し、福島第一原子力発電所の廃炉を安全最優先で、かつ着実にやり遂げる。</p> <p>その実現にあたっては、当社は地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならずに、地元の方々の安心につながるよう対話を重ね、主体性を持って福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく。</p> <p>1. 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者の責任を果たすために、福島第一原子力発電所の廃炉を主体的、計画的かつ着実に進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、福島第一原子力発電所の廃炉に必要なエンジニアリングを主体的に実施できるように、社内外の支援を得ながら、人材の確保・育成及び組織・体制の整備並びにプロジェクトマネジメントやリスク管理の仕組みの構築等を継続的に進化させ、エンジニアリング能力を向上させていく。・当社は、リスクの低減を計画的に進めるための廃炉全体の主要な作業プロセスを示した「<u>廃炉中長期実行プラン</u>」を主体的に定め、これを着実に実行する。・当社は、福島の復興のために、「<u>復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束</u>」に従い、地元での廃炉関連産業の活性化、雇用や技術の創出及び人材輩出に積極的に取り組む。 <p>2. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金について、「<u>廃炉等積立金制度</u>」に基づく「<u>廃炉等積立金の取戻しに関する計画</u>」を、主務大臣に承認を受け、確実に確保する。</p> <p>3. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたり、いかなる経済的要因があっても廃炉に必要な資金を確保し、安全最優先で組織運営を行う。</p> <p>この組織運営にあたっては、事故に伴うリスクが顕在化あるいは廃炉作業の進捗に伴い新たに想定されるリスクがある中で、全体最適の観点から優先順位付けを行い、合理的にリスク低減に取り組む。</p> <p>4. 社長は、不確実・未確定な段階でも、重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行い、当社はその内容を社会に速やかに発信する。</p> <p>また、社長主導のもと、福島第一原子力発電所の事故の原因究明、事故の進展解明につながるような調査や現場保存に取り組み、他の原子力施設の安全性の向上に貢献する。</p> <p>5. 当社は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態が未だ福島第一原子力発電所で継続していることを踏まえ、原子力安全・作業安全・設備安全等の観点から、以下の取り組みにより、放射線による被ばくや放射性物質の拡散によるリスクを、現時点以上に拡大させないよう、主体的かつ継続的に低減する。</p> <ul style="list-style-type: none">・放射線管理を確実に実施し、廃炉作業に従事する従業員や作業員の被ばくを合理的に可能な限り低減する。・現場の作業環境に配慮した放射性物質の拡散や飛散防止策を講じるとともに、放射線量や放射能濃度のモニタリング及び分析を継続的かつ確実に実施する。・現場からの提案、リスク情報の活用、世界中の原子力施設の廃止措置や運転経験の収集、技術開発動向の注視、国内外の団体・企業からの学びにより改善する。・新たな事故の発生に備えた訓練を継続的に実施する。	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p><u>6. 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして福島第一原子力発電所の廃炉に対し、全社をあげて取り組む責任を担う。</u> <u>特に、長期にわたる廃炉を支える人材については、社内外から必要な人材を確保するとともに、その育成に努める。</u></p> <p><u>7. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉の現場は常に変化していることから、現場の状況及び想定し得るリスクも日々変化していくことを認識し、現地現物を確認して最新の状況を把握し、常にリスクの抽出に取り組む。</u> <u>また、福島第一原子力発電所内外の関係部門からの意見や知見、情報等を一元的に把握・共有し改善しながら、福島第一原子力発電所の安全と品質を高めていく。</u></p> <p><u>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</u></p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。 <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコメントメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。 <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。</u> b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。 d) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 e) マネジメントレビューを実施する。 f) 資源が使用できることを確実にする。 g) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 h) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 i) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。 <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコメントメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) <u>基本姿勢を含む</u>組織運営に関する方針と整合がとれている。 <p>(中略)</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (中略) (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、 <u>リスク</u> 情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (中略) (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、 <u>原子力安全に係る情報</u> が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを <u>次の事項により</u> 確実にする。 a) <u>外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出（事故に伴い顕在化したリスク、廃炉作業に伴い新たに想定されるリスク及び事故調査の結果から得られた知見を含む。）</u> b) <u>原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</u> <u>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む。）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4参照）。</u>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて隨時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて隨時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに <u>基本姿勢</u> 、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	
7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 <u>c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u> <u>d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u> (中略)	7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) <u>重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかかつ確実に提供する方法</u> d) <u>原子力安全に関連する必要な情報（c)を除く。）を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u> e) <u>原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u> (中略)	
8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニュース登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。	8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニュース登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見（ <u>事故調査の結果から得られた知見を含む。</u> ）を他の原子炉設置者等と共有することを含む。	
(省略)	(省略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、<u>「原子力リスク管理基本マニュアル」</u>及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(省略)</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																																			
<p>(記録) 第81条 組織は、表81-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表81-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表81-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合※1</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量※2</td><td>連続して※3</td><td>10年間</td></tr> <tr> <td></td><td>毎日1回</td><td>10年間</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4.3. 施設定期検査(社内)の結果</th><th>検査の都度</th><th>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</th></tr> </thead> </table> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。 ※2：1号炉、2号炉及び3号炉のみ。 ※3：デジタルデータにより保存することができる。 ※4：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のみ。 ※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>(中略)</p>	記録	記録すべき場合※1	保存期間	1. 原子炉注水流量※2	連続して※3	10年間		毎日1回	10年間	4.3. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	<p>(記録) 第81条 組織は、表81-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。 2. 組織は、表81-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p> <p>表81-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合※1</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量※2</td><td>連続して※3</td><td>10年間</td></tr> <tr> <td></td><td>毎日1回</td><td>10年間</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>4.3. 施設定期検査(社内)の結果</th><th>検査の都度</th><th>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</th></tr> </thead> </table> <p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。 ※2：1号炉、2号炉及び3号炉のみ。 ※3：デジタルデータにより保存することができる。 ※4：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉のみ。 ※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p> <p>(中略)</p>	記録	記録すべき場合※1	保存期間	1. 原子炉注水流量※2	連続して※3	10年間		毎日1回	10年間	4.3. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																												
記録	記録すべき場合※1	保存期間																																																			
1. 原子炉注水流量※2	連続して※3	10年間																																																			
	毎日1回	10年間																																																			
4.3. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																																			
記録	記録すべき場合※1	保存期間																																																			
1. 原子炉注水流量※2	連続して※3	10年間																																																			
	毎日1回	10年間																																																			
4.3. 施設定期検査(社内)の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																																			
<p>表81-2※11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td><td>変更の都度</td><td>変更後5年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td>2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)マネジメントレビューの結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(3)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(4)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(3)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(4)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	<p>表81-2※11</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td><td>変更の都度</td><td>変更後5年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td>2.品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>※5</td></tr> <tr> <td>(2)マネジメントレビューの結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(3)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(4)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(5)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2.品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録			(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	※5	(2)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(3)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(4)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	(5)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
記録	記録すべき場合	保存期間																																																			
1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書																																																					
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																			
2.品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																																					
(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																			
(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																																			
(3)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																																			
(4)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																																			
記録	記録すべき場合	保存期間																																																			
1.品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書																																																					
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																																			
2.品質管理基準規則の要求事項等に基づき作成する以下の記録																																																					
(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	※5																																																			
(2)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																																			
(3)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																																			
(4)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																																			
(5)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年																																																			

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合	保存期間	記録	記録すべき場合	保存期間	
(5)業務・特定原子力施設の要求事項に関する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(6)業務・特定原子力施設の要求事項に関する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
(6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(9)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(9)設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(10)設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	
(10)設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(11)設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(12)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	
(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(13)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13)業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(14)業務・特定原子力施設に関するトレーザビリティの記録	作成の都度	5年	
(14)組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(15)組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	
(15)校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(16)校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	
(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(17)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	
(17)校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(18)校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18)内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(19)内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	
(19)自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(20)自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	
(20)プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	(21)プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	
(21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(22)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	
(22)是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23)是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	
(23)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	(24)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	

※1 1 : 表8 1-1を適用する場合は、本表を適用しない。

※1 1 : 表8 1-1を適用する場合は、本表を適用しない。

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>附 則</p> <p>附則（令和3年2月22日 原規規発第2102222号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年3月4日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>附則（_____） (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	
<p>附則（令和3年2月2日 原規規発第2102022号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>	<p>附則（令和3年2月2日 原規規発第2102022号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年4月1日から施行する。</p>	
(省略)	(省略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p style="text-align: center;"><u>別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書</u> <u>(第2条関連)</u></p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>『福島第一原子力発電所の基本姿勢』作成の元となった2017年8月25日 原子力規制委員会に提出した原文</p> <p style="text-align: right;">2017年8月25日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明</p> <p><u>本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答</u></p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p>当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さんに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと強く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります。</p> <p>福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。</p> <p>新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。</p> <p>こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元に足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています。</p> <p>なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります。</p> <p>これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります。</p> <p>また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。</p> <p>原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかりと受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。</p> <p>会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります。</p> <p>こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下の通りお答えします。</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>2. 各論点に対するご回答</p> <p>①福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。</p> <p>これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。</p> <p>今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供 ◦ 福島県産品の購入等に関する取組 <p>②福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、着実に実行してまいります。</p> <p>また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。</p> <p>③原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない</p> <p>当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います。</p> <p>私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していません。</p> <p>④不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない</p> <p>福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです。</p> <p>この反省を踏まえ、当社は、⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続してまいります。</p> <p>社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思ってはいけない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

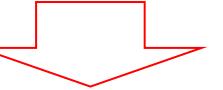
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>⑥規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない</p> <p>当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSI をはじめ各団体・企業からの学びを大切にし、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。</p> <p>日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。</p> <p>現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。</p> <p>私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切にし、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。</p> <p>今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります。</p> <p>⑥原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請するべき</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。</p> <p>トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。</p> <p>⑦社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない</p> <p>当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽6/7号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。</p> <p>また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<u>別添2 重要なリスク情報への対応</u>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p><u>重要なリスク情報への対応</u></p> <p>①リスク情報収集 ・組織は保安活動の実施によって得られたリスク情報を収集</p>  <p>②リスク情報を速やかに報告 ・組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報を社長へ速やかに報告 ・社長はリスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示</p>  <p>③リスク緩和措置の実施 ・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないよう、安全を最優先して緩和措置を決定 ・組織はリスク緩和措置を実施</p>  <p>④追加措置の実施 ・組織はリスク情報を追加収集 ・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないよう、安全を最優先して追加措置を決定 ・組織は追加措置を実施</p>  <p>⑤措置の完了確認 ・社長はリスク緩和措置、追加措置の完了を確認</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(基本方針) 第2条 発電所における保安活動は、 <u>安全文化を基礎とし</u> 、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。	(基本方針) 第2条 <p>当社は、7項目の回答等*で約束した内容を遵守する。遵守にあたっては、「福島第一原子力発電所の<u>基本姿勢</u>」（以下「<u>基本姿勢</u>」という。）を定める。</p> <p>福島第一原子力発電所における保安活動は、<u>基本姿勢に則り</u>、放射線及び放射性物質の放出による従業員及び公衆の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、<u>健全な安全文化を育成し、及び維持する取り組みを含めた</u>、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p><u>保安活動における基本姿勢は、以下のとおり。</u></p> <p>【福島第一原子力発電所の基本姿勢】</p> <p>社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして、福島第一原子力発電所が既に放射線による被ばくや放射性物質の拡散によるリスクが顕在化した状態であることを踏まえ、これらのリスクの低減に先手を打っていくためにリーダーシップを發揮し、福島第一原子力発電所の廃炉を安全最優先で、かつ着実にやり遂げる。</p> <p>その実現にあたっては、当社は地元の要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならずに、地元の方々の安心につながるよう対話を重ね、主体性を持って福島第一原子力発電所の廃炉を進めていく。</p> <p>1. 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者の責任を果たすために、福島第一原子力発電所の廃炉を主体的、計画的かつ着実に進めていく。</p> <ul style="list-style-type: none">・当社は、福島第一原子力発電所の廃炉に必要なエンジニアリングを主体的に実施できるように、社内外の支援を得ながら、人材の確保・育成及び組織・体制の整備並びにプロジェクトマネジメントやリスク管理の仕組みの構築等を継続的に進化させ、エンジニアリング能力を向上させていく。・当社は、リスクの低減を計画的に進めるための廃炉全体の主要な作業プロセスを示した「廃炉中長期実行プラン」を主体的に定め、これを着実に実行する。・当社は、福島の復興のために、「復興と廃炉の両立に向けた福島の皆さまへのお約束」に従い、地元での廃炉関連産業の活性化、雇用や技術の創出及び人材輩出に積極的に取り組む。 <p>2. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉に必要な資金について、「廃炉等積立金制度」に基づく「廃炉等積立金の取戻しに関する計画」を、主務大臣に承認を受け、確実に確保する。</p> <p>3. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたり、いかなる経済的要因があっても廃炉に必要な資金を確保し、安全最優先で組織運営を行う。</p> <p>この組織運営にあたっては、事故に伴うリスクが顕在化あるいは廃炉作業の進捗に伴い新たに想定されるリスクがある中で、全体最適の観点から優先順位付けを行い、合理的にリスク低減に取り組む。</p> <p>4. 社長は、不確実・未確定な段階でも、重大なリスクを確実かつ速やかに把握し、安全を最優先した経営上の判断を行い、当社はその内容を社会に速やかに発信する。</p> <p>また、社長主導のもと、福島第一原子力発電所の事故の原因究明、事故の進展解明につながるような調査や現場保存に取り組み、他の原子力施設の安全性の向上に貢献する。</p> <p>5. 当社は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力緊急事態が未だ福島第一原子力発電所で継続していることを踏まえ、原子力安全・作業安全・設備安全等の観点から、以下の取り組みにより、放射線による被ばくや放射性物質の拡散によるリスクを、現時点以上に拡大させないよう、主体的かつ継続的に低減する。</p> <ul style="list-style-type: none">・放射線管理を確実に実施し、廃炉作業に従事する従業員や作業員の被ばくを合理的に可能な限り低減する。・現場の作業環境に配慮した放射性物質の拡散や飛散防止策を講じるとともに、放射線量や放射能濃度のモニタリング及び分析を継続的かつ確実に実施する。・現場からの提案、リスク情報の活用、世界中の原子力施設の廃止措置や運転経験の収集、技術開発動向の注視、国内外の団体・企業からの学びにより改善する。・新たな事故の発生に備えた訓練を継続的に実施する。	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p><u>6. 社長は、福島第一原子力発電所事故を起こした当事者のトップとして福島第一原子力発電所の廃炉に対し、全社をあげて取り組む責任を担う。</u> <u>特に、長期にわたる廃炉を支える人材については、社内外から必要な人材を確保するとともに、その育成に努める。</u></p> <p><u>7. 当社は、福島第一原子力発電所の廃炉の現場は常に変化していることから、現場の状況及び想定し得るリスクも日々変化していくことを認識し、現地現物を確認して最新の状況を把握し、常にリスクの抽出に取り組む。</u> <u>また、福島第一原子力発電所内外の関係部門からの意見や知見、情報等を一元的に把握・共有し改善しながら、福島第一原子力発電所の安全と品質を高めていく。</u></p> <p><u>※：7項目の回答等とは、原子力規制委員会が示した7つの基本的な考え方、それに対し当社が2017年8月25日原子力規制委員会に提出した回答文書（別添1）及び同年8月30日第33回原子力規制委員会での議論をいう。</u></p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 品質方針を設定する。 b) 品質目標が設定されることを確実にする。 c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 d) マネジメントレビューを実施する。 e) 資源が使用できることを確実にする。 f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。 <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコメントメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。 <p>(中略)</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことによって実証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) <u>基本姿勢を設定し、品質保証活動に展開することを確実にする。</u> b) 品質方針を設定する。 c) 品質目標が設定されることを確実にする。 d) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。 e) マネジメントレビューを実施する。 f) 資源が使用できることを確実にする。 g) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。 h) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。 i) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。 <p>(中略)</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 組織の目的及び状況に対して適切である。 b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコメントメントを含む。 c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。 d) 組織全体に伝達され、理解される。 e) 適切性の持続のためにレビューされる。 f) <u>基本姿勢を含む</u>組織運営に関する方針と整合がとれている。 <p>(中略)</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (中略) (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、 <u>リスク</u> 情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (中略) (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、 <u>原子力安全に係る情報</u> が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを <u>次の事項により</u> 確実にする。 a) <u>外部及び内部の課題並びに原子力安全に関する要求事項を考慮した、原子力安全に影響を及ぼすおそれのある事項の抽出（事故に伴い顕在化したリスク、廃炉作業に伴い新たに想定されるリスク及び事故調査の結果から得られた知見を含む。）</u> b) <u>原子力安全に対する影響を防止又は低減する取り組みの計画・実施</u> <u>別添2に基づき、社長が把握した重要なリスク情報（不確実・未確定な段階を含む。）に対して必要な措置を実施し、その記録を維持する（4.2.4参照）。</u>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて隨時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	5.6.1 一般 (1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて隨時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに <u>基本姿勢</u> 、品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	
7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法 d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 (中略)	7.2.3 外部とのコミュニケーション 組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。 a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法 b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 c) <u>重要なリスク情報への対応（意思決定プロセスを含む。）を組織の外部の者へ速やかかつ確実に提供する方法</u> d) <u>原子力安全に関連する必要な情報（c)を除く。）を組織の外部の者へ確実に提供する方法</u> e) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法 (中略)	
8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニュース登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。 (省略)	8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報及びニュース登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見（ <u>事故調査の結果から得られた知見を含む。</u> ）を他の原子炉設置者等と共有することを含む。 (省略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(省略)</p>	<p>(保安に関する職務) 第5条 保安に関する職務のうち、本社組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統轄する。また、保安に関する組織（原子炉主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、<u>「原子力リスク管理基本マニュアル」</u>及び「トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 内部監査室長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに健全な安全文化を育成及び維持するための活動を統括する（内部監査室に限る。）。</p> <p>(省略)</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由																																													
<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合^{※1}</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況 並びにその担当者の氏名</td><td>毎日1回</td><td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>39. 施設定期検査（社内）の結果</th><th>検査の都度</th><th>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</th></tr> </thead> </table>	記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況 並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	39. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間	<p>(記録) 第120条 組織は、表120-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。</p> <p>2. 組織は、表120-2に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>表120-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合^{※1}</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況 並びにその担当者の氏名</td><td>毎日1回</td><td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間</td></tr> </tbody> </table> <p>(中略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>39. 施設定期検査（社内）の結果</th><th>検査の都度</th><th>検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間</th></tr> </thead> </table>	記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間	1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況 並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	39. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																												
記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																													
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況 並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																													
39. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																													
記録	記録すべき場合 ^{※1}	保存期間																																													
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況 並びにその担当者の氏名	毎日1回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間																																													
39. 施設定期検査（社内）の結果	検査の都度	検査を実施した発電用原子炉施設の存続する期間																																													
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：デジタルデータにより保存することができる。</p>	<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。</p> <p>※3：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※4：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間</p> <p>※5：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間</p> <p>※6：デジタルデータにより保存することができる。</p>																																														
<p>表120-2^{※7}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td><td>変更の都度</td><td>変更後5年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)マネジメントレビューの結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(3)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録			(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(3)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	<p>表120-2^{※7}</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th><th>記録すべき場合</th><th>保存期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書</td><td>変更の都度</td><td>変更後5年が経過するまでの期間</td></tr> <tr> <td>2. 品質管理基準規則の要求事項^等に基づき作成する以下の記録</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>※5</td></tr> <tr> <td>(2)マネジメントレビューの結果の記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(3)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> <tr> <td>(4)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録</td><td>作成の都度</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合	保存期間	1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書			第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間	2. 品質管理基準規則の要求事項 ^等 に基づき作成する以下の記録			(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	※5	(2)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年	(3)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年	(4)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
記録	記録すべき場合	保存期間																																													
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書																																															
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																													
2. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する以下の記録																																															
(1)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																													
(2)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																													
(3)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																													
記録	記録すべき場合	保存期間																																													
1. 品質マネジメントシステム計画に関する以下の文書																																															
第3条品質マネジメントシステム計画の「4.2.1a)～d)」に定める文書	変更の都度	変更後5年が経過するまでの期間																																													
2. 品質管理基準規則の要求事項 ^等 に基づき作成する以下の記録																																															
(1)重要なリスクの報告の記録、及び必要な措置があればその結果の記録	作成の都度	※5																																													
(2)マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5年																																													
(3)力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録	作成の都度	5年																																													
(4)業務・特定原子力施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5年																																													

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前			変更後			変更理由
記録	記録すべき場合	保存期間	記録	記録すべき場合	保存期間	
(4)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	(5)業務・特定原子力施設に対する要求事項のレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5年	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
(5)業務・特定原子力施設の要求事項に関する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	(6)業務・特定原子力施設の要求事項に関する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5年	
(6)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(7)設計・開発のレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(7)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(8)設計・開発の検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(8)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(9)設計・開発の妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(9)設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	(10)設計・開発の変更の記録	作成の都度	5年	
(10)設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	(11)設計・開発の変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5年	
(11)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	(12)供給者の評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5年	
(12)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	(13)プロセスの妥当性確認の結果の記録	作成の都度	5年	
(13)業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	(14)業務・特定原子力施設に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年	
(14)組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	(15)組織の外部の者の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年	
(15)校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	(16)校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年	
(16)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	(17)測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、従前の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年	
(17)校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	(18)校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年	
(18)内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	(19)内部監査の結果の記録	作成の都度	5年	
(19)自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	(20)自主検査等の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年	
(20)プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	(21)プロセスの次の段階に進むことを承認した人の記録	作成の都度	5年	
(21)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	(22)不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年	
(22)是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	(23)是正処置の結果の記録	作成の都度	5年	
(23)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	(24)未然防止処置の結果の記録	作成の都度	5年	

※7：表120-1を適用する場合は、本表を適用しない。

※7：表120-1を適用する場合は、本表を適用しない。

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
附 則 附則（令和3年2月22日 原規規発第2102222号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年3月4日から施行する。	附 則 附則（_____） (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	
附則（令和3年2月2日 原規規発第2102022号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年4月1日から施行する。	附則（令和3年2月2日 原規規発第2102022号） (施行期日) 第1条 この規定は、令和3年4月1日から施行する。	
(省略)	(省略)	

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p style="text-align: center;"><u>別添1 2017年8月25日 原子力規制委員会提出文書</u> <u>(第2条関連)</u></p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>『福島第一原子力発電所の基本姿勢』作成の元となった2017年8月25日 原子力規制委員会に提出した原文</p> <p style="text-align: right;">2017年8月25日</p> <p>原子力規制委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">東京電力ホールディングス株式会社 代表執行役社長 小早川 智明</p> <p><u>本年7月10日の原子力規制委員会との意見交換に関する回答</u></p> <p><u>1. はじめに</u></p> <p>当社が起こした福島原子力事故により、私たちは、支えて下さった地元の皆さんに塗炭の苦しみを与えました。事故を起こした当事者の代表として、私は、このような事故を二度と起こさないと強く誓い、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げるため、自ら判断し、実行し、説明する責任を果たしてまいります。</p> <p>福島の方からは、当社が福島第一原子力発電所の廃炉を安全にやり遂げることについて、強いご要請を頂いています。廃炉の過程には、処理水をどう取り扱うのか、放射性廃棄物をどう処分するのか、などの課題があると認識しています。</p> <p>新潟の方からは、福島原子力事故の教訓を安全対策等に結びつけるための徹底的な検証を行うことについて、強いご要請を頂いています。</p> <p>こうした地元のご要請に真摯に向き合い、決して独りよがりにはならず、私をはじめ経営層が地元に足を運び、対話を重ね、地元の思いに配慮しつつ責任を果たすことが、私たちの主体性と考えています。</p> <p>なお、福島第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所の今後についても、同様に経営としてしっかり検討・判断してまいります。</p> <p>これまで、当社は、社外に向かって当社の考えをお伝えし、行動を起こしていく姿勢に欠けていたものと自覚しています。同様に、社内においても、こうした姿勢の欠如に起因する部門間のコミュニケーションの悪さが、組織の一体感のなさや対外情報発信の至らなさを招いたものと反省しています。このため、私は、組織の縦割りや閉鎖性を打破することにより、社内外に開かれた組織をつくってまいります。</p> <p>また、福島復興、福島第一原子力発電所の廃炉、賠償をやり遂げることと、終わりなき原子力の安全性向上に取り組むことは、当社自身の責任であると改めて自覚します。トップである私が先頭立ち、現地現物主義で自らの頭と手を使い、主体性を持って様々な課題をやり遂げる企業文化を根付かせてまいります。</p> <p>原子力の安全に対しては、社長の私が責任者です。私はこの責任に決して尻込みしません。この責任を果たすにあたり、協力企業を含め、私とともに安全を担う現場からの声を、トップである私がしっかりと受け止め、原子力安全の向上のための改革を進めます。同時に、こうした取組の中で、私の責任で現場のモチベーションを高めていくことも実施してまいります。</p> <p>会長以下の取締役会は、原子力安全監視室、原子力改革監視委員会をはじめとする、原子力の専門家からの指導、助言も踏まえ、私が先頭に立って進める執行の取組を監督する役割を果たしてまいります。</p> <p>こうした決意の下、7月10日の貴委員会における各論点に関して、以下の通りお答えします。</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>2. 各論点に対するご回答</p> <p>①福島第一原子力発電所の廃炉を主体的に取り組み、やりきる覚悟と実績を示すことができない事業者に、柏崎刈羽原子力発電所を運転する資格は無い</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉は、国内外の叡智や、地元をはじめ多くの関係者のご協力を得つつ、当社が主体となり進めます。貴委員会の「福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」で示されたリスクの低減はもとより、福島第一原子力発電所の廃炉を着実に進めます。</p> <p>福島第一原子力発電所の廃炉を進めるにあたっては、進捗に応じて、地元の方々の思いや安心、復興のステップに配慮しつつ、当社は、主体的に関係者にしっかりと向き合い、課題への対応をご説明し、やり遂げる覚悟です。</p> <p>これまでの地元の方との対話から、私が感じているのは、風評被害の払しょくに向けた当社の取組は不十分であり、これまで以上に努力して取り組む必要があるということです。当社は、風評被害の対策について、誠意と決意を持って取り組んでまいります。</p> <p>今後、当社は、風評被害に対する行動計画を作成し、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」の場をはじめ、あらゆる機会を捉え、ご説明してまいります。行動計画の作成にあたっては、これまで取り組んできた以下の項目に留まらず、地元の方々のご意見を伺い、幅広く検討してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◦ 福島第一廃炉・汚染水対策に関する国内外への情報提供 ◦ 福島県産品の購入等に関する取組 <p>②福島第一原子力発電所の廃炉に多額を要する中で、柏崎刈羽原子力発電所に対する事業者責任を全うできる見込みが無いと、柏崎刈羽原子力発電所の運転を再開することはできない</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>現在審査頂いている柏崎刈羽6/7号機の安全対策については、一定の進捗をみていますが、今後要する資金の手当てについては、当社において策定し、主務大臣の認定を受けた新々総合特別事業計画でお示しした計画に基づき、着実に実行してまいります。</p> <p>また、今後、追加で安全対策が必要となる場合は、社長である私の責任で資金を確保いたします。</p> <p>③原子力事業については、経済性よりも安全性追求を優先しなくてはならない</p> <p>当社は、二度と福島第一原子力発電所のような事故を起こさないとの決意の下、原子力事業は安全性確保を大前提とすることを誓います。</p> <p>私は、安全性をおろそかにして、経済性を優先する考えは微塵もありませんし、決していません。</p> <p>④不確実・未確定な段階でも、リスクに対する取り組みを実施しなければならない</p> <p>福島原子力事故を経験した当社の反省の一つは、知見が十分でない津波に対し、想定を上回る津波が発生する可能性は低いと判断し、津波・浸水対策の強化といったリスク低減の努力を怠ったことです。</p> <p>この反省を踏まえ、当社は、⑤で述べるように世界中の運転経験や技術の進歩に目を開き、謙虚に学んで、リスクを低減する努力を日々継続してまいります。</p> <p>社長である私は、「安全はこれで十分ということを絶対に思ってはいけない」という最大の教訓を、繰り返し全社員に強く語りかけてまいります。</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

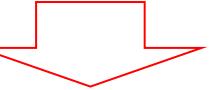
福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p>⑥規制基準の遵守は最低限の要求でしか無く、事業者自らが原子力施設のさらなる安全性向上に取り組まなくてはならない</p> <p>当社は、福島原子力事故に対する深い反省から、原子力の安全性向上について、規制に留まらず、さらなる高みを目指すため、WANO、INPO、JANSI をはじめ各国の団体・企業からの学びを大切にし、ベンチマーク等を行い、不断の改善を行ってまいります。</p> <p>日常の運転・保守の改善や、発電所の脆弱性抽出とその対策実施に対して、PRA（確率論的リスク評価）の活用をはじめ、リスクに向き合い安全性を継続的に向上させるための取組を行ってまいります。</p> <p>現場では、過酷事故時に対応するためにハード・ソフトの対策を整備し、これをより実効的なものとするため、訓練を繰り返し実施してまいります。</p> <p>私は、何よりも、発電所のことをよく知る現場からの提案やリスクへの気づきをこれまで以上に大切にし、原子力・立地本部長の下で、現場からの改善提案を積極的に受け入れる「安全向上提案力強化コンペ」などの取組を強化してまいります。</p> <p>今後も、優れた改善提案には、優先的にリソースを配分し、さらなる改善を実現してまいります。</p> <p>⑥原子力事業に関する責任の所在の変更を意味する体制変更を予定しているのであれば、変更後の体制のもとで柏崎刈羽原子力発電所について再申請するべき</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の廃炉をやり遂げることと、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性向上を、両立してまいります。</p> <p>私が社長就任時に表明した原子力事業の組織の在り方は、法人格が変わる分社化ではなく、社内カンパニー化であり、私が原子力安全の責任者であることは変わりません。</p> <p>トップである私の目指す社内カンパニー化は、これまでのような情報共有ミスを防ぐなど、縦割りや閉鎖性を打破し、組織を開くという社内のガバナンス強化が目的であり、炉規制法に基づく審査要件に影響するような責任の所在変更は行いません。</p> <p>⑦社内の関係部門の異なる意見や知見が、一元的に把握され、原子力施設の安全性向上に的確に反映されなければならない</p> <p>当社は、福島原子力事故時の炉心溶融の判定基準の有無に関して誤った説明をしていた問題や、柏崎刈羽6/7号機の安全審査対応における問題などの反省から、経営層を含め、各層が日々迅速に情報を共有するとともに、組織横断的な課題などの情報を一元的に共有するための対策を実施してまいります。</p> <p>また、発電所と本社経営層の距離をなくすためのコミュニケーションの場を増やし、現場と経営トップが同じ情報を基に、安全を議論できるようにしてまいります。例えば、本社の会議の運営を効率化する等により、私をはじめ経営層が現場に足を運び、直接現場を見て、現場の話を聞く機会を増やしてまいります。</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更
		以上

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<u>別添2 重要なリスク情報への対応</u>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第III章 第2編）

変更前	変更後	変更理由
(なし)	<p><u>重要なリスク情報への対応</u></p> <p>①リスク情報収集 ・組織は保安活動の実施によって得られたリスク情報を収集</p>  <p>②リスク情報を速やかに報告 ・組織は原子炉施設の設計・開発の想定を超えるおそれがあるリスク情報を社長へ速やかに報告 ・社長はリスク緩和措置の検討、情報の追加収集を指示</p>  <p>③リスク緩和措置の実施 ・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないよう、安全を最優先して緩和措置を決定 ・組織はリスク緩和措置を実施</p>  <p>④追加措置の実施 ・組織はリスク情報を追加収集 ・社長は原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれることがないよう、安全を最優先して追加措置を決定 ・組織は追加措置を実施</p>  <p>⑤措置の完了確認 ・社長はリスク緩和措置、追加措置の完了を確認</p>	原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更